調査を実施する年の七月三十一日までに、厚生労働大臣に対して、一調査事業所につき事業所票を三部、個人票を二部それぞれ又は第七条の調査票に準ずる様式により記録した光ディスクを提出することによつて行わなければならない。

（光ディスクに貼り付ける書面）

第八条の三　前条の光ディスクには、次の第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を貼り付け、次の第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　賃金構造基本統計調査である旨

二　提出を行う一括調査企業の名称

三　当該一括調査企業に属する調査事業所の数

四　当該一括調査企業に属する調査事業所の名称の一覧

（調査票等の審査等）

第九条　都道府県労働局長は、第八条第四項の規定により調査事業所の事業主から提出された調査票等（所轄労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。）を審査し、事業所票及び個人票のうちそれぞれ一部を保管し、事業所票の二部及び個人票の一部を、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、第八条第四項又は第八条の二の規定により一括調査企業の報告義務者から提出された調査票等又は光ディスクの内容を審査しなければならない。

（調査の実施）

第十条　厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。

2　都道府県労働局長は、労働基準監督署長に前項の事務の一部を行わせることができる。

（統計調査員）

第十二条　（略）

2　（略）

3　統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査に関する諸般の事務を行う。

（関係書類の保存）

第十七条　厚生労働大臣は、第八条第四項、第八条の二又は第九条第一項の規定により提出された調査票等又は光ディスクの内容を調査を実施した年の六月三十日から二年間、調査票等又は光ディスクの内容が記録されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存しなければならない。

2　都道府県労働局長は、第九条第一項の規定により保管する調査票等を調査を実施した年の六月三十日から一年間保存しなければならない。

（新設）

（調査票の審査等）

第九条　都道府県労働局長は、前条の規定により提出された調査票を審査し、事業所票及び個人票のうちそれぞれ一部を保管し、事業所票の二部及び個人票の一部を、調査を実施する年の八月二十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（調査の実施）

第十条　厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配付その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行なわせることができる。

2　都道府県労働局長は、労働基準監督署長に前項の事務の一部を行なわせることができる。

（統計調査員）

第十二条　（略）

2　（略）

3　統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査票の配付、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。

（関係書類の保存）

第十七条　厚生労働大臣は、第九条の規定により提出された調査票を調査を実施した年の六月三十日から二年間、調査票の内容が記録されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存しなければならない。

2　都道府県労働局長は、第九条の規定により保管する調査票を調査を実施した年の六月三十日から一年間保存しなければならない。